

観音寺市立小・中学校 教職員の働き方改革プラン

○平成 30 年 9 月策定

○令和 2 年 6 月一部改定

観音寺市教育委員会

目 次

1. 教職員の働き方改革の目的	1
2. 本プランの位置づけと計画期間	1
3. 本プランの目標	2
4. 取組の方向性	2
5. 観音寺市教育委員会の具体的な取組	3
6. 重点的に取り組む事項	4

1. 教職員の働き方改革の目的

本市の学校教育は、日々、子どもたちと向き合う教職員の、教育に対する情熱と献身的な努力によって支えられています。一方で、学校を取り巻く環境の複雑化や多様化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、教職員一人一人が担うべき業務は、質・量ともに増加してきており、教職員の長時間勤務が常態化しています。

このことは、子どもたちの学びを支える教職員の心身の健康に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質の低下につながるものが懸念されるところです。今後も、本市の学校教育の質の維持、向上を図るためには、このような学校の役割分担をはじめ教職員の勤務状況を含む働き方を見直していくことが喫緊の課題であると考えています。

このため、市教育委員会では、文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策（H29.12.26）」及び香川県教育委員会の「教職員の働き方改革プラン（平成30年3月）」の通知を踏まえ、「観音寺市立小・中学校教職員の働き方改革プラン」を取りまとめました。

このプランは、教職員が心身両面の健康を維持しながら、学習指導や生徒指導などの教育活動に誇りをもって意欲的に取り組むことができる環境づくりを目的に、学校、保護者、地域の方々とともに、地域や学校の実情を踏まえて、主体的に教職員の働き方改革を進めていくための具体的な方策を示しています。

市教育委員会は、教職員の働き方改革を実現すべく、その中心的推進者として、学校、保護者、地域と緊密な連携を図りながら、本市の子どもたちの健やかな成長と学校教育の持続的向上をめざします。

広く市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

2. 本プランの位置づけと計画期間

教職員の働き方改革を進め、長時間勤務の改善を図っていくためには、学校現場だけでなく、教育委員会が学校と共通の認識に立ち、連携・協力しながら総合的、計画的に取り組むことが不可欠です。そのためには、教育委員会が、学校現場の実態を正確に把握したうえで、改善目標や取組内容、実施時期などを明確にした実施計画を策定することが必要です。

本プランは、観音寺市立小・中学校に関して、教職員の働き方改革を進めていくにあたっての改善目標や取組内容を明確にした市教育委員会の実施計画であるとともに、各学校においては、これらの実施計画に基づく学校の経営方針に沿って、働き方改革に向けた取組が進められることを促すものです。

なお、本プランで掲げている取組については、令和2年度から令和4年度までの3年間とし、市内小中校長会とともに、その取組状況を点検することで内容の改善を図ります。

3. 本プランの目標

教職員の常態化する長時間勤務は、健康障害の防止やワーク・ライフ・バランスの充実等の観点から早急な改善が必要です。

そこで、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）」をはじめとした国における働き方改革の動向、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）」等を踏まえ、学校における教職員の勤務について、次のことをめざします。

① 時間外勤務が、原則として、月45時間、年間360時間を超える教職員をゼロにする。

※ 時間外勤務の時間については、「観音寺市立学校の在校等時間の上限に関する方針」の定めにより、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいう。

4. 取組の方向性

教職員の働き方改革を推進するためには、業務の適正化や効率化に対する意識をもって業務に取り組むとともに、改革の必要性について保護者や地域の方々の理解を深め、連携を図ることが不可欠であると考えています。

以上のことから、本プランでは取組の方向性として次の4点において、総合的な対策を講じていくこととします。

(1) 業務の適正化

長時間勤務の改善に向けては、まず勤務の状況を正確に把握したうえで、教職員が真に担うべき業務であるかを精査し、業務の役割分担の見直しを行うほか、事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うよう努めます。

(2) 業務の効率化

業務の適正化とともに、真に教職員が取り組まねばならない業務について、ICT化の推進や校務分掌の見直し等により、より効率的、効果的に行うよう努めます。

(3) 学校運営の改革と意識改革

学校現場において、業務の適正化や効率化にスピード感を持って取り組むためには、管理職の的確なマネジメントとともに、「チームとしての学校」という理念を教職員間で共有することが重要です。

(4) 保護者、地域への理解促進

働き方改革の推進にあたっては、学校と市教育委員会の取組にとどまらず、保護者や地域住民の理解を深め、連携や協働を積極的に進めていくことが重要です。

5. 観音寺市教育委員会の具体的な取組

観音寺市教育委員会では、教職員の働き方改革を推進するため、前項で示した4観点「業務の適正化・業務の効率化・学校運営の改革と意識改革・保護者、地域への理解促進」から、以下の項目に取り組みます。

(1) 業務の適正化に関すること

① 学校が直面する諸課題に積極的に対応する指導体制の推進

- 新しい学習指導要領の円滑な実施や児童生徒の問題行動など、学校が直面する諸課題に積極的に対応するため、特別支援教育支援員や外国語指導助手、学校司書、市費講師の配置等、学校支援体制の充実を図ります。

② 専門スタッフの配置と活用

- 市独自の取組である市費学校事務職員及び学校司書の配置と有効活用を推進します。
- 部活動指導員やスクールサポートスタッフの配置に向けて検討します。

(2) 業務の効率化に関すること

① 教育課程内の学校教育活動・学校運営の効率化

- 客観的に把握した勤務状況調査の結果を生かし、学校の実情を踏まえた校務分掌の見直しを積極的に推進します。
- 県教育センターが実施するオンライン研修を積極的に活用し、教職員の資質向上とともに、研修に係る負担軽減に努めます。

② ICT環境の充実

- 学級通信や連絡帳等の紙媒体による連絡手段と併用して、行事の開催通知や緊急連絡などには、SNSやメールの一斉送信を積極的に活用します。
- 校務支援システム導入に向け、システムの共通化の動向を踏まえて業務のICT化を進めます。

(3) 学校運営の改革と意識改革に関すること

① 働き方改革を進める教職員への支援

- 年次休暇の取得の促進や育児休暇等の取りやすい職場づくりに努め、ワーク・ライフ・バランスの観点から総勤務時間の短縮を図ります。
- 勤務時間を客観的に把握し、適正な勤務時間管理をすることで、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対して、校長による教職員の面談や医師による面接指導の勧奨等を実施します。

② 心身ともに健康を維持できる職場づくり

- 学校改善の重点目標に教職員の働き方に関する視点を盛り込み、各学校の実情に即して具体的な取組を進めます。
- ストレスチェックをはじめとする教職員のメンタルヘルス対策の充実を図るとともに、その積極的な活用を全教職員に促し、検査結果を本市の働き方改革、学校改善に活用します。

(4) 保護者、地域への理解促進に関すること

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入及び効率的、効果的な運営に向けて、先進的な取組事例や留意点などの情報を積極的に提供します。
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていくことを目的とした地域学校協働活動を推進します。

6. 重点的に取り組む事項

これまでも本市においては、地域の実情や学校の状況を踏まえ、教職員の働き方に関する種々の取組を積極的、自主的に進めてきたところです。

今回、本プランの策定にあたり、これまでの本市の取組の成果等も勘案し、長時間勤務の改善のため、早急に取り組む必要性のあるもの、効果が期待できるもの等のうち、次の4つの項目を重点取組事項として掲げます。

[小中共通]： 出退勤時刻記録システムの導入

教職員の働き方改革を実現するにあたっては、勤務の状況を正確に分析し、業務の適正化を図る必要があります。その前提として、各教職員の勤務時間を客観的に把握することが不可欠であり、平成30年度からICカードを利用した出退勤時刻記録システムを導入しました。

[中学校]： 部活動に関する休養日の拡大 (毎週2日に拡大)

☆平日に1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする☆

部活動は、中学校の時間外の業務の大きな要素であり、特に休日出勤の原因ともなっていることから、その効率的、効果的な実施は、教職員の働き方の見直しの観点からも、早急に取り組むべき課題と考えます。これらのことから、部活動休養日を拡大し、その徹底に努めています。

さらに、スポーツ庁のガイドライン(平成30年3月)に沿った望ましい休養日や活動時間の設定については、引き続き、市中学校長会とも慎重な協議を重ねてまいります。

[小中共通]： 夏季休業中における学校閉庁日 (3日間) の設定

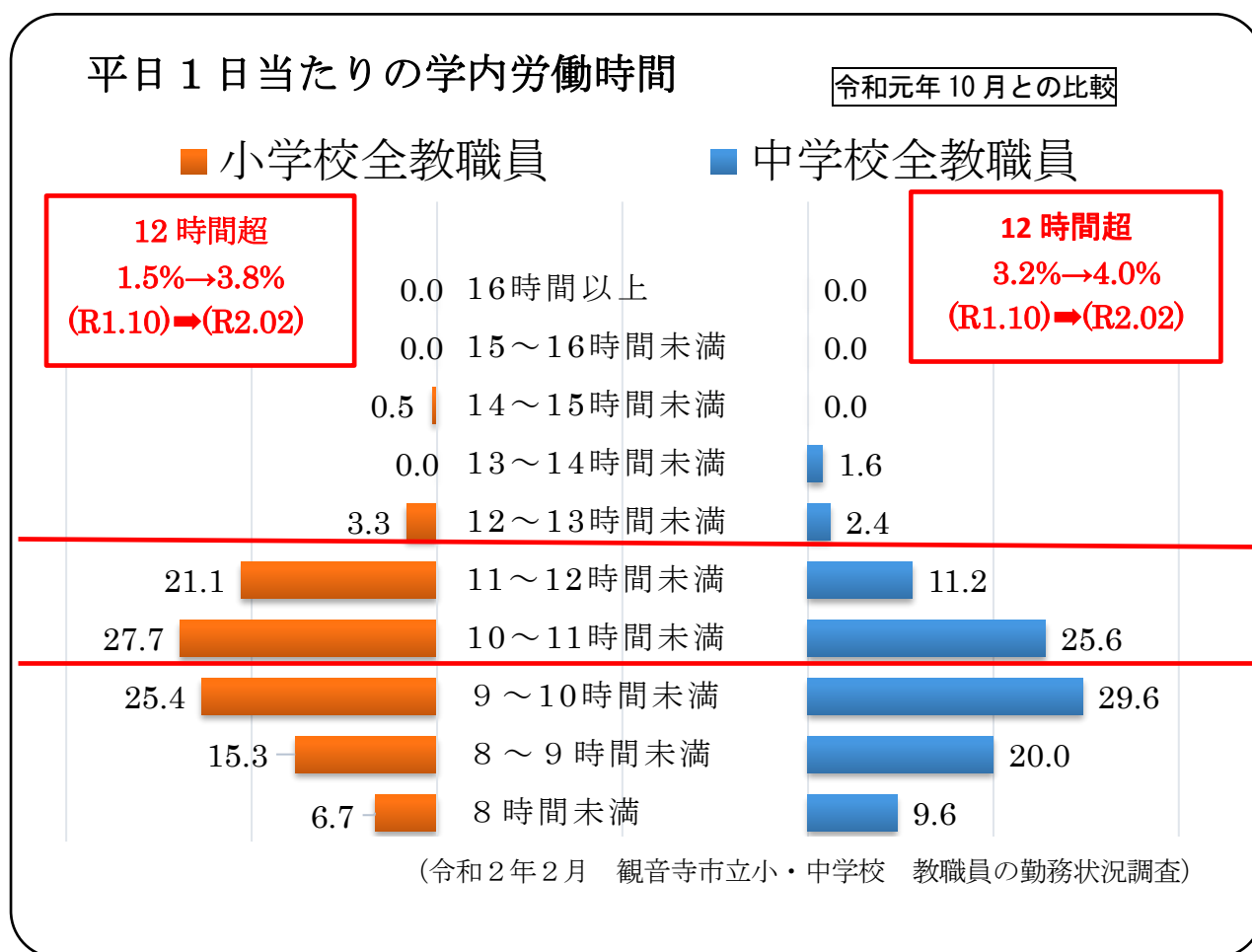
☆ 8月13日～15日 ☆

来校者や電話連絡等が少ない夏季休業中に、全ての教職員が休暇取得できる体制を整え、心身のリフレッシュを図るために、平成30年度より、学校閉庁日を設けています。

[小中共通]： 夜間・休日における留守番電話対応等の導入

本市では、保護者との緊密な連携の重要性の観点から、現時点では、「業務終了メッセージ」等の導入については行っておりません。引き続き、小学校では午後7時以降、中学校では午後7時30分以降の学校への電話連絡は、緊急を要する生徒指導並びに児童生徒の身体に重大な影響を及ぼす内容等とさせていただきますよう、ご協力をお願いしており、保護者や地域の方々のご理解とご協力をいただいております。

7. 観音寺市立学校における勤務の実態(令和2年2月調査)



<校種ごとの状況>

(対象:フルタイムの教職員)

① 小学校

- 令和元年10月の調査では、働き方改革が進み、平日1日あたりの学内労働時間は6月と比べて減少しました。しかし2月は、年度末間近であり、業務等の関係で、勤務時間の短縮が進みませんでした。
- 同様に、月80時間の超過勤務に相当する、1日の平均業務時間「12時間超」の割合も、10月調査に比べ若干増加し、3.8%となっています。
- 勤務時間の上限である月45時間の超過勤務に相当する、1日の平均業務時間「10時間超」の割合は、52.6%であり、観音寺市の目標である50.0%以下を達成することができませんでした。

② 中学校

- 中学校では、1日の平均業務時間「12時間超」の割合は、6月調査に比べ少し増加し、4.0%となっています。
- 勤務時間の上限である月45時間の超過勤務に相当する、1日の平均業務時間「10時間超」の割合は、40.8%であり、観音寺市の目標である50.0%以下を達成しています。働き方改革が進んでいることが分かります。

■ 参考 1 : これまでの本市における教職員の働き方改革の取組について

2020年6月現在

(1) 業務の役割分担・適正化を実行するための取組

- 市教育センター研修事業の見直し（3講座廃止）
- 夏季休業中の教育講演会の廃止
- 未納徴収金の「子ども手当」からの充当
- 読書フェスティバルの1日開催
- ホットメールの改善⇒8月に新たなメールシステムの研修会を行い、10月より開封確認・コメント欄活用可能なミッターメールの導入
- 会場を学校から他の公共施設に変更
 - ・保護司会主催のケース会議
 - ・PTA 指導者研修会（11月開催）
- ※（中学生弁論大会）
- 夏季休業中の学校閉庁日の実施
 - ・8月13日～15日
 - ・保護者からの緊急連絡は学校教育課で対応

(2) 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

- 卒業証書の公印等の刷り込み
- ノー部活デーの実施（平日に1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日）
- 要請学校訪問の個別配慮

(3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務抑制のための取組

- 勤務実態調査の実施（6月・10月・2月）
- 退庁時刻のデータ管理（5月から実施）⇒ H30年10月より出退勤管理ソフトを導入
- ノー残業デーの実施（グループ別・学期別）
- 夜間・休日の留守番電話対応等⇒保護者との緊密な連携の重要性の観点から、現時点では、「業務終了メッセージ」等の導入については行っていない。
- 令和2年4月から、休日の勤務についてもICカードの打刻による在校等時間の把握

(4) 保護者、地域への理解促進に関すること

- 学校運営協議会制度の導入（平成30年度は豊浜小学校・大野原小学校）
- 平成31年度から、全小学校への学校運営協議会制度の導入
- 休日及び勤務時間外の電話連絡について、保護者あて協力依頼文書の発出（H31.4.1）
- 令和2年度から、全中学校への学校運営協議会制度の導入

■ 参考2：香川県における教職員の勤務の実態について

◎ 時間外勤務が月45時間又は80時間を超える教諭の割合

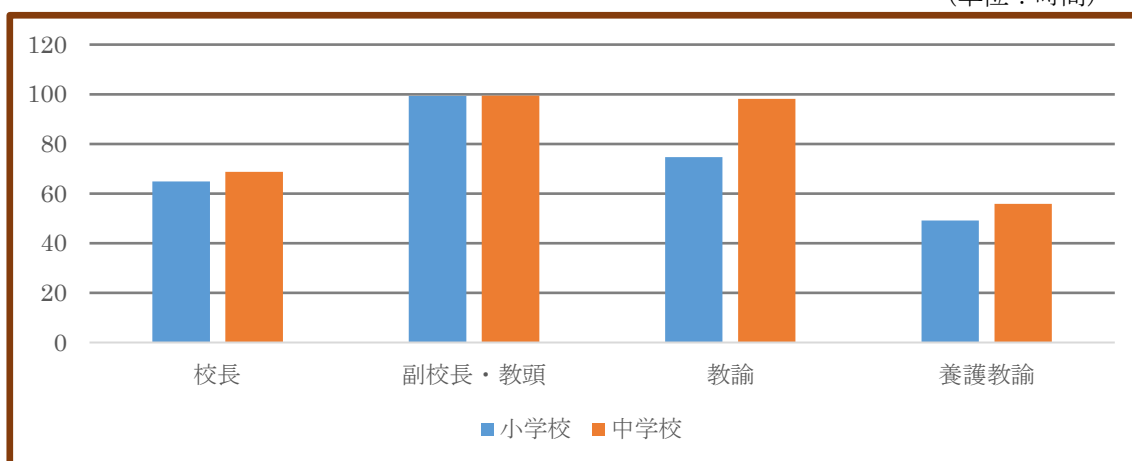
区分	小学校	中学校
45時間超	81.9%	88.9%
80時間超	33.5%	57.6%

※ 小中学校については、文部科学省「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)」における1週間当たりの学内総勤務時間数(教諭)が50時間以上又は60時間以上の割合を月の時間外勤務の時間数が45時間超又は80時間超の割合として使用している。

※ 持ち帰りの業務時間は含まない。教諭には、主幹教諭、指導教諭を含む。

◎ 時間外勤務の月平均時間(校種別・職種別)

(単位：時間)



※ 小中学校については、文部科学省「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)」における職種別教員の1週間当たりの学内総勤務時間から正規の勤務時間週38時間45分を差し引いたものの4倍を月の時間外勤務の時間とみなしている。

※ 持ち帰りの業務時間は含まない。教諭には、主幹教諭、指導教諭を含む。